

会員及び会費に関する細則

第1章 目的

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本気球連盟（以下「この法人」という）の会員及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

(会員の権利)

第2条 この法人の会員は、正会員・家族会員・法人会員の3種とする。

2 正会員がこの法人に対し有する権利は、次のとおりとする。

- (1) 総会の議決権を有する。
- (2) 機関誌の送付を受ける。
- (3) 操縦訓練を受け、熱気球操縦士技能証を申請することができる。
- (4) その他、この法人の事業による権益を受ける。

3 家族会員がこの法人に対し有する権利は、次のとおりとする。

- (1) 総会の議決権を有しない。
- (2) 機関誌の送付を受けない。
- (3) 操縦訓練を受けることはできるが、熱気球操縦士技能証を申請できない。
- (4) その他、この法人の事業による権益を受ける。

4 法人会員がこの法人に対し有する権利は、次のとおりとする。

- (1) 総会の議決権を有しない。
- (2) 機関誌1回の発行につき、5冊を送付される。
- (3) 操縦訓練を受けることはできない。
- (4) 1事業年度につき1回、全会員の郵送ラベルを利用することができる。
- (5) その他、この法人の事業による権益を5人分まで受けることができる。ただし、この法人の目的に反しない範囲とし、理事会の決議に基づき制限を受ける。

(会員の入会及び資格喪失)

第3条 会員は、定款第6条に基づき、理事会の承認を得てこの法人の会員となる。

2 正会員又は家族会員として入会を希望する者は、第7条に定める会費を入金し、理事会によって定められた入会申込書を提出しなければならない。

3 会費の入金及び前項の入会申込書を提出した者は、定款第6条に定める理事会の承認を得たものとみなす。

4 入会申込書の内容に虚偽があったとき及び下記に該当するに至ったときは、定款第9条第1項第1号の規定に基づき除名するものとする。

- (1) この法人の定款、細則及び諸規約に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 次の各号の反社会的勢力のいずれかに該当することが明らかになったとき。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動・政治活動等標榜ゴロ ⑥暴力団員でなくなつてから5年を経過していないもの ⑦その他前各号に準ずる者
- (4) 前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次の各号いずれかに該当する関係があることが明らかになったとき。
①反社会的勢力等によってその経営を支配される関係。
②反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係。
③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係。

- ④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係。
- ⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係。
- (5) 自ら又は第三者を利用して、次の各号いずれかの行為を行っていることが明らかになったとき。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いてこの法人の信用を毀損し、又はこの法人の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。
- (6) 会員としての義務に違反するなど、その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 5 会員の資格の有効期間は、第7条に定める会費の入金日から、1年後の日の属する月の末日までの1年間とし、以後、継続を希望する会員は、有効期間の満了前に翌年分の会費を納入しなければならない。
- 6 有効期間の満了前に翌年分の会費の納入が無い会員は、有効期間満了日の経過をもって、定款第10条第1号に基づきその資格を喪失する。
- 7 会費は、最大で5年分を予め納入することができるものとする。
- 8 正会員がこの法人の会員資格を喪失した時は、当該会員の家族会員も同時にその資格を喪失する。

(熱気球操縦士技能証)

第4条 熱気球操縦士技能証を申請する者は正会員でなければならない。また、熱気球操縦士技能証を有する者は、正会員でなければならない。

第3章 会費

(会費)

第5条 各会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 4,000円
- (2) 家族会員 年額 2,000円
- (3) 法人会員 年額 40,000円

(割引制度)

第6条 入会申込者10名以上のリストを提出して入会の申込をした場合、リスト掲載者の入会初年度分の会費については、前条第1項の会費の額から各々1割を割引する。

2 前項の割引は、正会員又は家族会員についてのみ適用するものとし、法人会員には適用しない。

(入金日)

第7条 会費は振替で納入するものとし、金融機関の受領日を入金日とする。

(郵便振替送金手数料の負担)

第8条 会費を郵便振替で納入する場合、「加入者負担用紙」を利用したものに限り、送金手数料をこの法人で負担する。

(変更)

第9条 この細則の変更は、理事会の決議により行う。

附則

この細則は、平成30年(2018年)4月18日より施行する。